



発行 東京都

目次

規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災管理課)…一
- 特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)…三

告示

- 都市計画事業の認可 (二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…六
- 都営住宅の廃止……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…六
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)…七
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一〇
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)…一六

告示 (選)

- 政治団体の届出……………二〇
  - 政治団体の届出事項の異動の届出……………二二
  - 政治団体の解散の届出……………二四
  - 資金管理団体の指定の届出……………二五
  - 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二六
  - 資金管理団体がなくなった旨の届出……………二七
- 雑報
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………(東京都職員共済組合)…二七

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和三十八年東京都規則第百三十六号) の一部を次のように改正する。

別表第一 避難所及び応急仮設住宅の供与の項中「高齢者、障害者等 (以下「高齢者等」という。) であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「法第二条第二項に基づき、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令 (昭和三十七年政令第二百八十八号) 第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する」に、「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表被災者の救出の項の次に次のように加える。

福祉サービスの提供	福祉サービスの提供の提供を受ける、避難生活において配慮を必要とする	福祉サービスの提供のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする	福祉サービスの提供を実施できる期間は、
-----------	-----------------------------------	----------------------------------	---------------------

別表第一救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項中「七」を「八」に、「六」を「七」に、「五」を「六」に、「四」飲料水の供給を「四」福祉サービスの提供  
 (五) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給に改める。  
 別表第二一の項中「第四号」を「第五号」に、「二二、二〇〇円」を「二二、六〇

とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものとする。  
 二 知事等(法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。)又は災害発生区市町村等(法第十条に規定する「災害発生市町村等」をいう。)の長からの要請を受けて行うものとする。  
 三 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。  
 (一) 災害時要配慮者に関する情報の把握  
 (二) 災害時要配慮者からの相談対応  
 (三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援  
 (四) 災害時要配慮者の避難所への誘導  
 (五) 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)  
 一 災害時要配慮者に関する情報の把握、災害時要配慮者からの相談対応、災害時要配慮者に対する避難生活上の支援及び災害時要配慮者の避難所への誘導のための費用は、消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とする。  
 二 福祉避難所の設置のための費用は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。  
 災害発生の日から七日以内とする。

〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、  
 「薬剤師 一八、四〇〇円」を  
 「一七、三〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、「臨床検査技師」の下に「理学療法士、作業療法士」を加え、「一五、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「歯科衛生士」を「栄養士、歯科衛生士及び歯科技工士」に、「一四、九〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、

薬剤師	一八、五〇〇円
管理栄養士	一七、六〇〇円

土木技術者及び建築技術者	一六、六〇〇円
--------------	---------

介護福祉士	一五、五〇〇円
言語聴覚士、保育士、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者	一七、六〇〇円

に、「二八、八〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三三、〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、九〇〇円」に改め、同表二の項中「第四条第五号から第十号まで」を「第四条第六号から第十一号まで」に改め、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより行うこととする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十九号

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則（昭和二十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

ゴム長靴	製	式
製	式	
全体を黒色とし、爪先ゴム、背テープ、履き口テープ部を金色とする。ファスナ付き、鋼製先芯入り、踏み抜き防止鋼板入りとする。	銀白色とし、ひざカバー及び踏み抜き防止鋼板付きとする。	

に、

を

夏 服						
ネクタイ	ズボン		上 衣			
	製 式	地 質	製 式		地 質	
			襟 章	前 面		
灰色とする。	長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付け、左後方のポケットは紺色のボタン一個で留める。	男性消防団員夏服と同様とする。	男性消防団員冬服と同様とする。	長袖及び半袖とし、ともにヨーク及び前立て付きとする。紺色のボタンを一行に付ける。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は紺色のボタン各一個で留める。	男性消防団員夏服と同様とする。	青色及び白色の麻混紡織物とし、一部に濃紺色及びオレンジ色を配色する。

に改

夏 服						
ネクタイ	スカート	ズボン		上 衣		
		製 式	地 質	製 式		地 質
	襟 章			前 面		
灰色とする。	キュロットスカートとし、両もも部にポケット各一個を付ける。	男性消防団員夏服と同様とする。	男性消防団員冬服と同様とする。	長ズボンとし、両もも部及び両側後方にポケット各一個を付け、左後方のポケットは紺色のボタン一個で留める。	男性消防団員夏服と同様とする。	青色及び白色の麻混紡織物とし、一部に濃紺色及びオレンジ色を配色する。

を

める。

別表第二防火服の項中

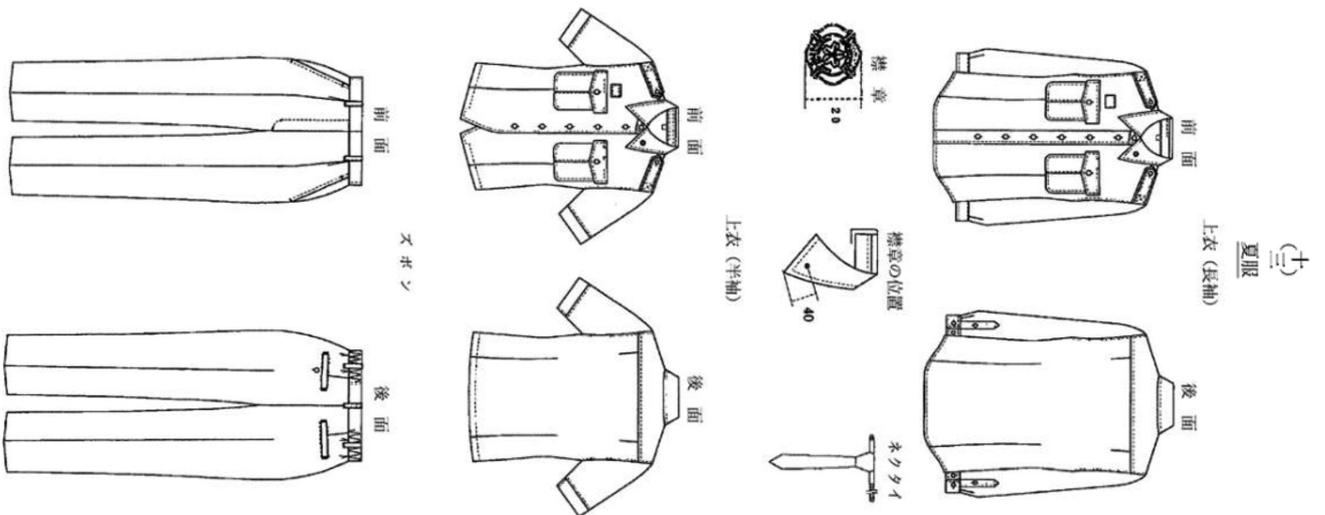
地質	緑色及び濃紺色の難燃繊維とする。
製式	一枚襟バンド付きとする。そではラグラン型とし、肩及びその前後に耐衝撃材を入れる。前合わせは、面ファスナとし、左右わき及び背中央にバンド通し各一個を付け、バンドはバックル付きとする。左右側方及び左胸部に各一個のふた付きポケットを付ける。背面に特別区の消防団を表す表記を上段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を黄色で併記する。

ズボン		上衣	
製式	地質	製式	地質
長ズボンとし、内衣を設け、膝部に膝当てを付ける。左右側方に各一個の蓋付きポケットを付ける。	防火服上衣と同様とする。	一枚襟バンド付きとする。内衣を設け、袖はラグラン型とする。前合わせは面ファスナとし、左右側方及び左右胸部に各一個の蓋付きポケットを付ける。背面に特別区の消防団を表す表記を上段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を銀色で併記する。	濃紺色の難燃繊維とする。

別図中(吉)を次のように改める。

を

に改める。

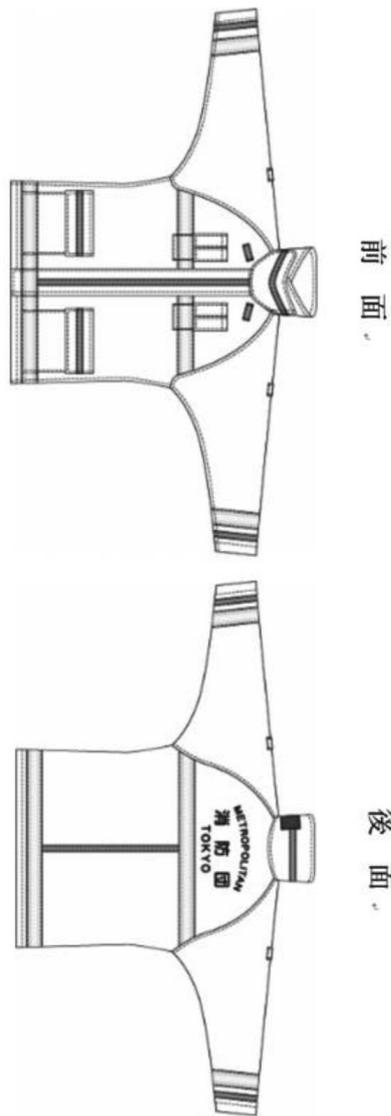


別図中(欠)を次のように改める。

(十八)

防火服

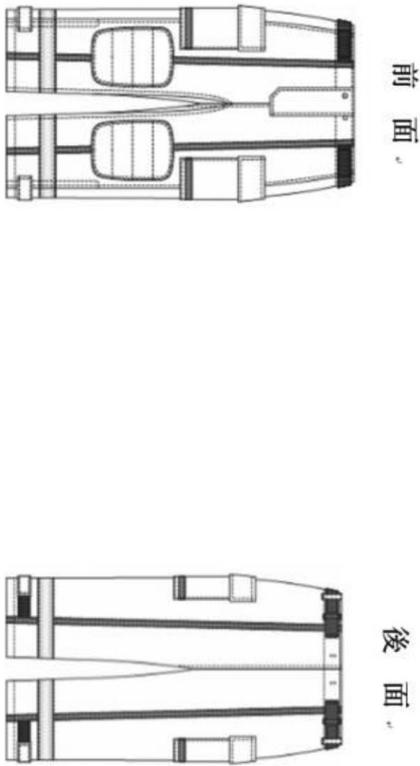
上衣



前面

後面

ズボン



前面

後面

附則

- 1 この規則は、令和八年三月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特別区の消防団員服制規則の規定による男性消防団員服制中のゴム長靴並びに女性消防団員服制中の夏服及びゴム長靴並びに防火服中の防火服については、当分の間、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の 東京都市計画公園事業江戸川第二・種類及び名称 二・九十号一之江六丁目公園

三 事業施行期間 令和八年二月二十七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

江戸川区一之江六丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二・八十九号南篠崎一丁目公園

三 事業施行期間 令和八年二月二十七日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

江戸川区南篠崎一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第七百二十四号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第十三号江戸川緑地

三 事業施行期間 令和三年五月十四日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

令和三年東京都告示第七百二十四号、令和六年東京都告示第百十四号及び令和七年東京都告示第百五十五号の事業地のうち、江戸川

区江戸川三丁目及び江戸川四丁目各地内において事業地を変更する。

使用の部分

令和三年東京都告示第七百二十四号、令和六年東京都告示第百十四号及び令和七年東京都告示第百五十五号の事業地のうち、江戸川区江戸川三丁目及び江戸川四丁目各地内において事業地を変更する。

●東京都告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和四年東京都告示第八百三十一号町田都市計画ごみ処理場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画ごみ処理場事業 第三号町田市西部資源化センター

三 事業施行期間 令和四年五月三十一日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

町田市相原町字根岸及び字大谷戸各地内

使用の部分

なし

●東京都告示第八十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

東砂七丁目第2アパート  
(3号棟)

江東区東砂七丁目十六番

中層耐火 五一・〇平方メートル

四二戸

多摩ニュータウン和田団地  
(3-1-8号棟)

多摩市和田三丁目一番地

同右 三七・三平方メートル

五〇戸

●東京都告示第百八十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、令和八年三月一日から実施するので、同条  
第三項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小池百合子

種 類	構 造	名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	61,200
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)		中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	71,400
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)		港区南青山1-3	40.7	1	39,800	226,200
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)		港区港南4-5	37.3	1	34,600	104,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(31号棟)		新宿区戸山2-31	38.3	1	31,700	80,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)		新宿区戸山2-3	41	1	34,300	94,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	1	33,500	93,300
一般都営	中層耐火	西大久保アパート(1号棟)		新宿区大久保3-13	48.1	1	41,000	84,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	52,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)		墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)		江東区大島4-21	51.2	1	42,300	83,800
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	3	34,400	57,500
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)		江東区北砂6-16	48.1	1	40,600	82,200
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)		江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	86,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(45号棟)		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	59,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(56号棟)		江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	57,600
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)		江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	46,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	58,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)		江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	41,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)		江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	57,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)		江東区東雲1-8	37.9	2	30,300	57,300
一般都営	中層耐火	東雲一丁目アパート(5号棟)		江東区東雲1-8	33.4	1	26,700	50,400
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	56,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(17号棟)		江東区南砂4-4	43.9	1	36,700	54,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	60,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	2	31,700	53,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)		江東区北砂1-3	42	1	33,600	62,100
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)		江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	93,100
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)		江東区白河1-5	50.9	3	42,400	88,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)		江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	96,900

種 類	構 造	名	称 位	置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)		江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	78,200
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)		大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	87,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)		大田区矢口2-21	36.5	3	28,800	43,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)		大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,500	55,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	4	49,900	94,500
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)		世田谷区桜丘2-4	55.9	1	46,600	106,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(11号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	73,300
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	28,800	62,300
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)		豊島区池袋本町3-9	39.0	1	31,500	71,400
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)		豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	67,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,100	101,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)		北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)		北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	75,400
一般都営	中層耐火	北柴町第2アパート(12号棟)		北区柴町7-12	39.0	1	29,500	67,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,400	85,600
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	73,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,600	75,000
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)		練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	86,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(17号棟)		練馬区北町6-17	55.9	1	43,500	98,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	54,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	54,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(10号棟)		練馬区高野台1-1	37	1	26,600	57,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(19号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(1号棟)		練馬区石神井台7-20	48.1	1	37,200	77,100
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	2	47,100	105,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	116,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,200	116,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(13号棟)		足立区西保木間3-12	42.3	1	29,300	45,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)		足立区六月2-24	55.9	1	39,900	77,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(2号棟)		足立区島根4-19	59.6	1	43,000	83,600
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(6号棟)		足立区六月1-33	37.3	1	25,000	45,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)		足立区谷在家3-22	33.4	1	22,500	42,000
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	23,200	35,200

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,300	44,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	26,900	44,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,500	41,800
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(10号棟)	足立区千住東2-10	43.9	2	31,500	60,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,300	45,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(16号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,300	45,500
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,100	78,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,300	76,200
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(8号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	40,500	80,600
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	35,600	70,000
一般都営	中層耐火	堀切八丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-6	59.6	1	45,300	100,100
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30	55.9	1	40,700	76,200
一般都営	中層耐火	柴又四丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又4-1	39.0	1	27,900	48,600
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸4-20	59.6	1	44,800	98,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	74,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	79,200
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,000	77,900
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(12号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,100	61,800
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,100	60,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,500	98,400
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート(1号棟)	八王子市石川町2955-1	42.2	1	20,700	44,700
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,600	74,400
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(57号棟)	立川市富士見町6-57	42.3	1	23,000	46,700
一般都営	高層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	2	27,200	65,900
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	54,100
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)	府中市美好町1-9	62.1	1	39,600	94,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	31,300	83,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町4-14	51.0	1	30,600	78,100
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	62.1	1	39,400	111,300
一般都営	中層耐火	町田金森アパート(1号棟)	町田市金森7-6	36.4	1	17,600	38,600

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	18,700	39,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(14号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	2	29,900	62,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,300	63,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	64,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(31号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,400	47,600
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(10号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	1	32,500	71,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-2号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-10号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,200	32,200

●東京都告示第百八十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三十二条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和八年二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。  
令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	66.2	1	51,300
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(20号棟)	大田区萩中3-27	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(20号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,500
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,100
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(4号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,200

●東京都告示第百八十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。  
令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	区画数
谷在家アパート駐車場	足立区谷在家三丁目	四〇区画
下石原第2アパート駐	調布市下石原一丁目	六一区画
車場	十六番地	

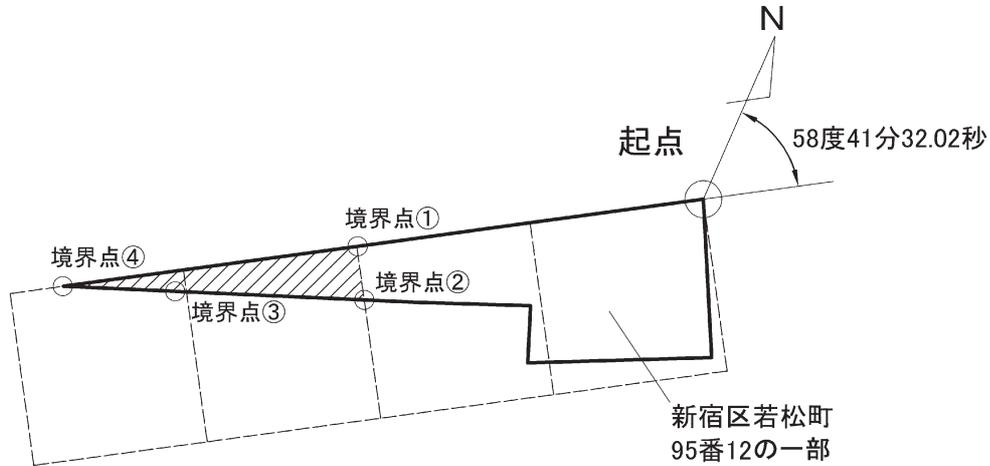
●東京都告示第百八十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区若松町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【起点】**  
 起点は、X=-33435.125、Y=-10634.599とする。  
 ※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【凡例】**

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

**【格子の回転角度（58度41分32.02秒）】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【境界点】**  
 形質変更時要届出区域の境界点は、以下の通りとする。

境界点	X	Y
境界点①	-33445.518	-10651.687
境界点②	-33448.183	-10650.067
境界点③	-33452.029	-10660.179
境界点④	-33454.311	-10666.145

※境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第百八十六号

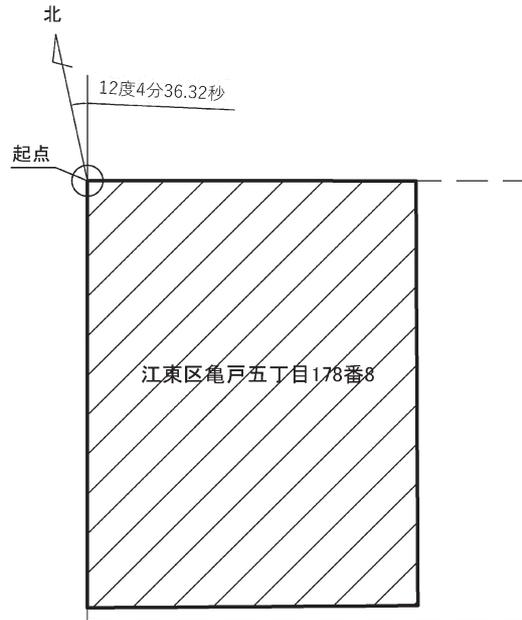
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区亀戸五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



【凡例】

- 調査対象地  
(敷地境界・筆境界)
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区亀戸五丁目178番8の最北端の座標値(X= -33383.870 , Y= -379.999)とする。  
 ※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度：12度4分36.32秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八十七号

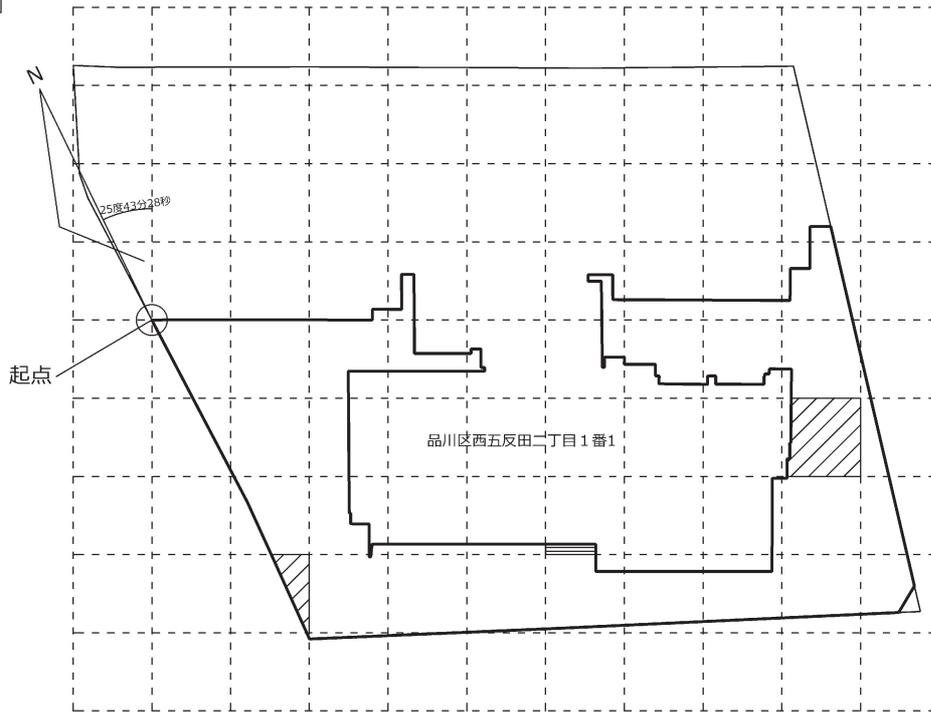
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第九百六十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西五反田二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は、座標X,Y=(-41247.094,-10264.874)とする。  
 ※座標は、測画法(昭和24年法律第188号)の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度】** 25度43分28秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている  
 格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- 敷地境界
  - 調査対象地
  - 単位区画
  - ▨ 指定を解除する区域
  - ▩ 形質変更時要届出区域  
(令和7年東京都告示第964号により指定した区域)

●東京都告示第百八十八号

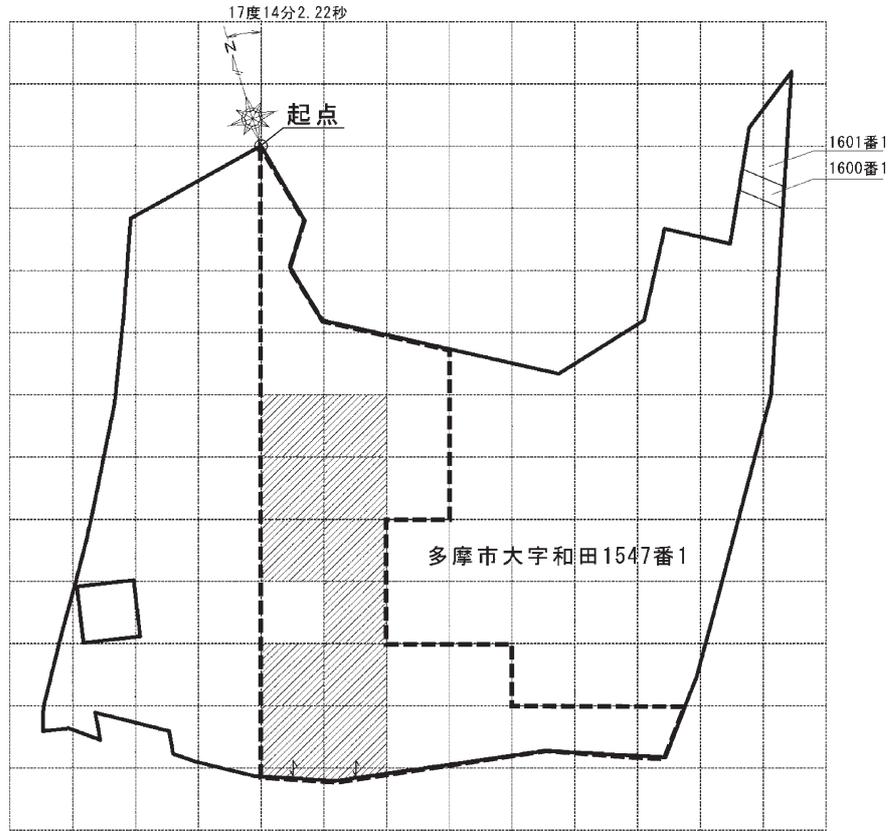
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（多摩市大字和田地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、多摩市大字和田1547番1の最北端とする。

【格子の回転角度(17度14分2.22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八十九号

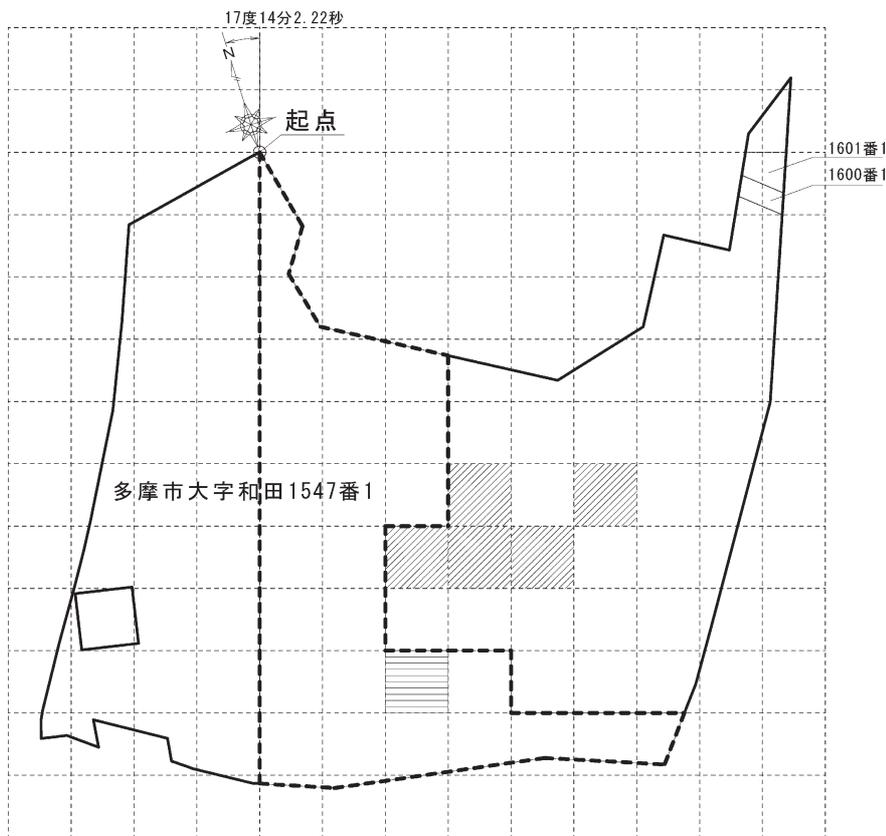
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(多摩市大字和田地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ジクロロメタン

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 調査対象地
  - 敷地境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第926号により指定した区域)
  - ▬ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

- 【起点】
- 起点は、多摩市大字和田1547番1の最北端とする。
- 【格子の回転角度(17度14分2.22秒)】
- 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十号

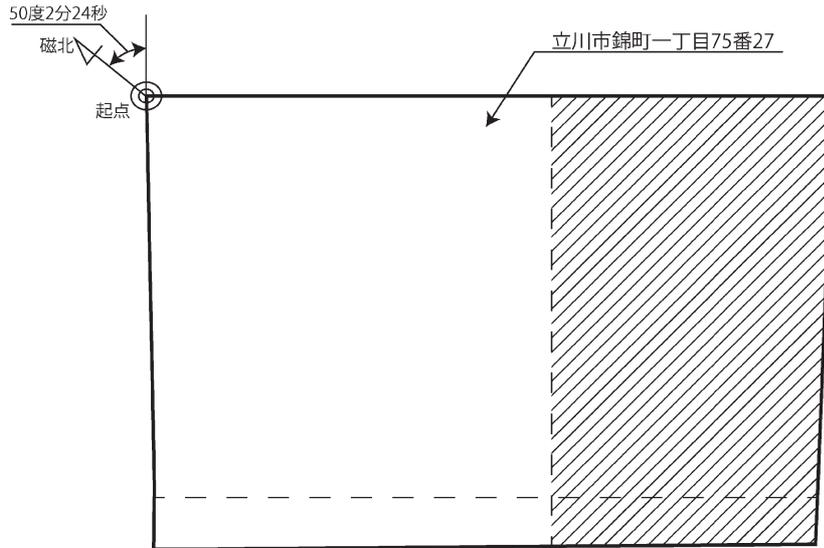
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、令和八年東京都告示第三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市錦町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【起点】**  
 起点は、立川市錦町一丁目75番27の最北端とする。

**【格子の回転角度:50度2分24秒】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

-  指定を解除する区域
-  調査範囲、敷地境界及び筆境界
-  単位区画

●東京都告示第百九十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年二月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道杉並田無線

二 指定する区間 練馬区下石神井四丁目百二十番七地先から同区下石神井五丁目四百十三番三

地先まで

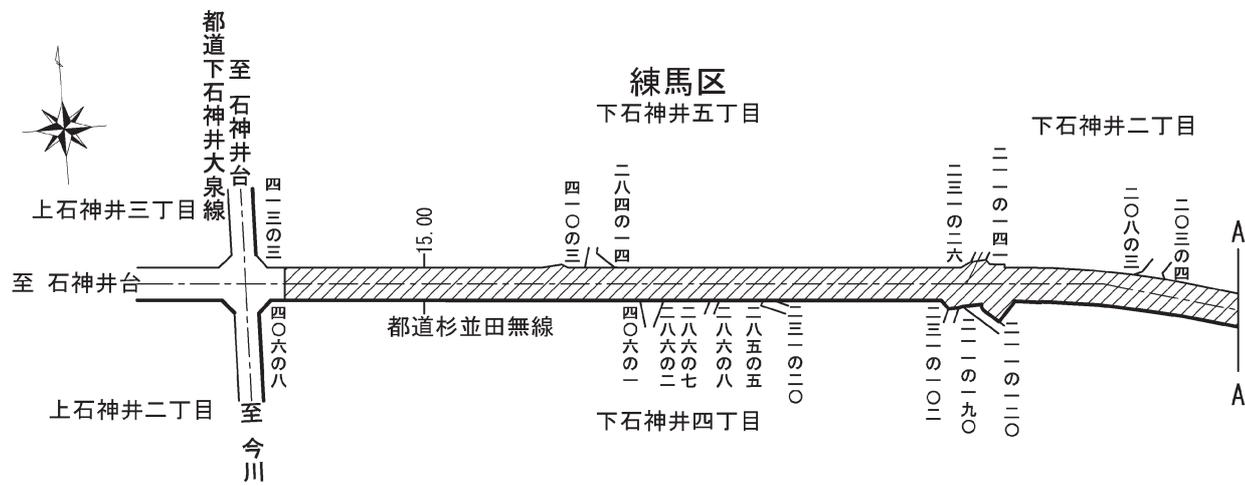
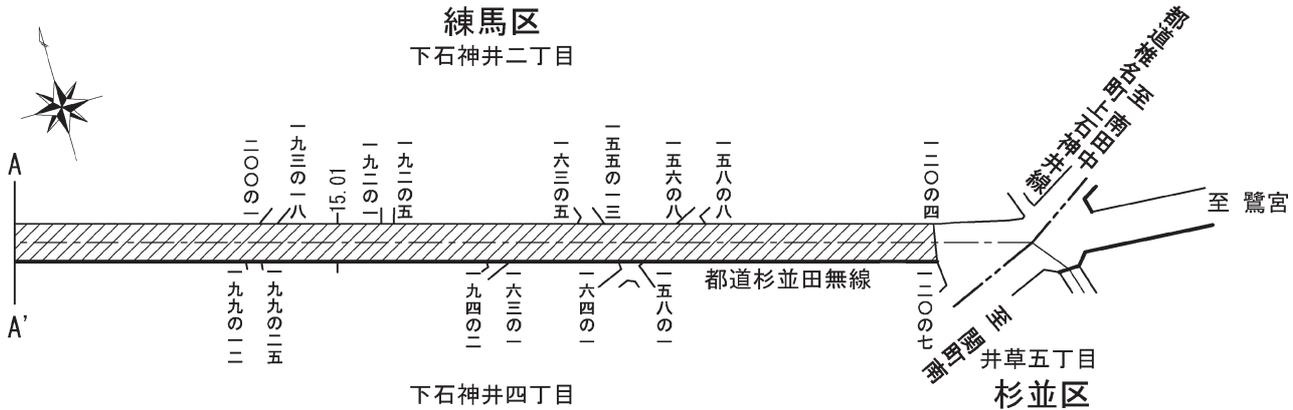
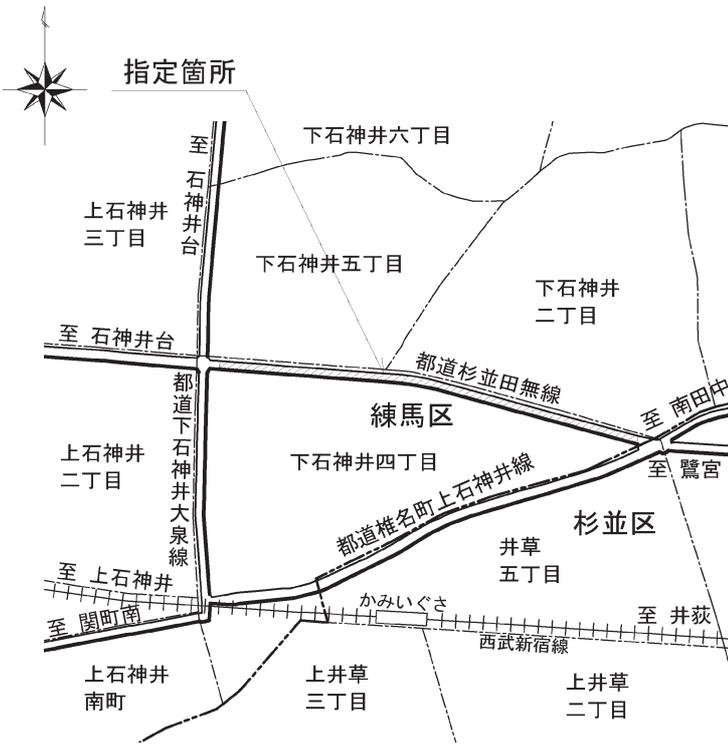
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

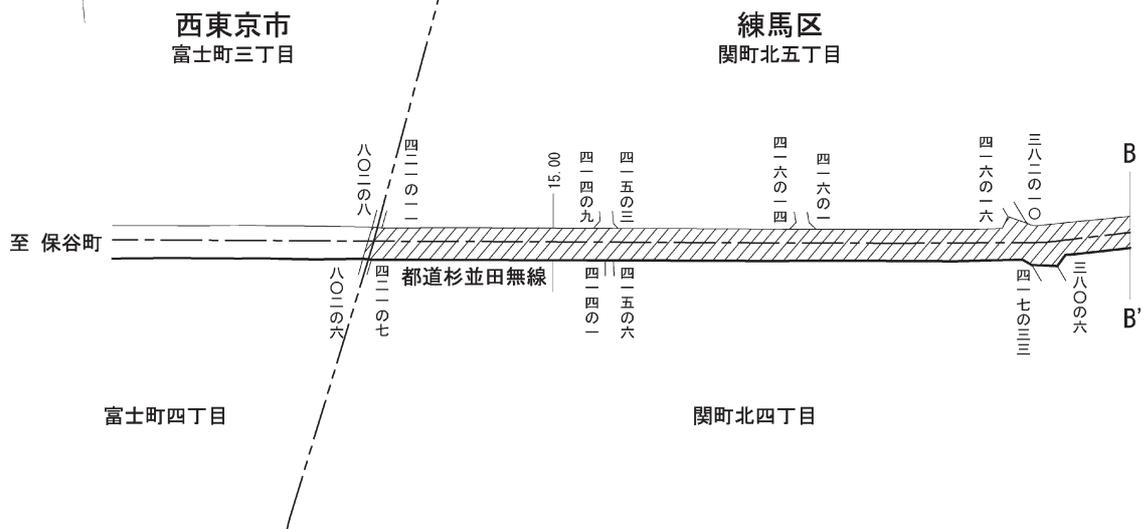
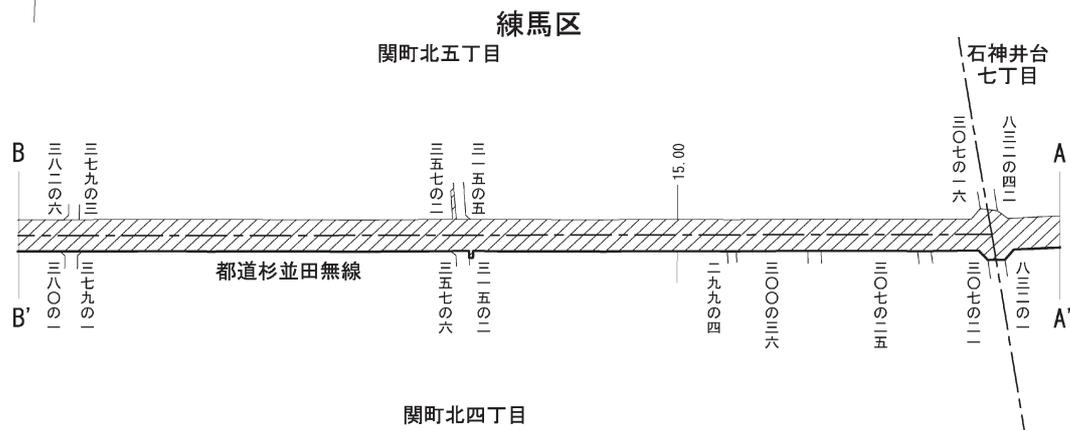
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道杉並田無線  
練馬区下石神井四丁目〜下石神井五丁目



延長 七八七・八八メートル  
(電線共同溝予定名称 杉並田無・二号)







1 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
大地を育てる会	鈴木 大地	山本 康貴	千代田区永田町2-1-1	R7. 11. 7	参議院議員	鈴木 大地、参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい町田	水口 久美香	水口 尚人	町田市金森6-18-10	R7. 11. 20
今井かずし後援会	野島 貞夫	今井 和史	東久留米市新川町2-3-8	R7. 11. 5
馬部ゆきまさ後援会	馬部 行正	青嶋 清泰	町田市忠生1-13-22	R7. 11. 12
久保賢司後援会	久保 賢司	久保 賢司	立川市錦町1-11-7	R7. 11. 21
区民まんなか杉並	東本 久子	一ノ瀬 湯夫	杉並区久我山5-4-5	R7. 11. 21
公民の会	佐々木 国男	藤巻 浩	練馬区大泉町3-38-50	R7. 11. 7
小柳たかねサポーターズ	小柳 たかね	塚田 育男	日野市多摩平2-14-29	R7. 11. 28
しんどう素子・どんぐりの会	新堂 素子	新堂 素子	日野市栄町2-26-1	R7. 11. 21
杉浦がくし後援会	杉浦 岳志	杉浦 岳志	杉並区西荻南4-30-3	R7. 11. 4
杉並研究会	青山 馨	杉浦 秀徳	杉並区西荻南4-30-3	R7. 11. 4
つづくまちの会	笹川 光一	笹川 明子	町田市南大谷3-27-40	R7. 11. 25
東京政策調査会	西澤 圭太	仙波 拓也	中野区本町5-39-10	R7. 11. 20
童謡ハッピートレーニング	水谷 稚佳子	水谷 稚佳子	杉並区西荻北4-6-19	R7. 11. 5
都民ファーストの会せきとも後援会	関 朋子	菅原 直志	日野市日野1151-4	R7. 11. 27
都民ファーストの会ばんないさき後援会	藤本 咲木	藤本 恭平	町田市成瀬6-11-25	R7. 11. 13
中村きみおサポーターズ	中村 公雄	土方 徹也	日野市旭が丘4-5-54	R7. 11. 28
中村みなこ政策研究会	中村 美奈子	中村 美奈子	日野市栄町4-13-9	R7. 11. 26

●東京都選挙管理委員会告示第四十六号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六

告示(選)

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

日本こども党	内海 章紀	鶴見 光一朗	新宿区西新宿6-20-7	R7. 11. 14
土方はやと後援会	土方 隼人	土方 美穂	日野市石田1-5-5	R7. 11. 28
町田市政研究会	千川原 康夫	千川原 康夫	町田市本町田2424-1	R7. 11. 4
森じゅん子後援会	森 順子	山内 照夫	町田市野津田町1855-3	R7. 11. 12
ヤギハシたけし後援会	八木橋 毅	渡邊 美也子	昭島市緑町4-4-11	R7. 11. 14
ワンダフルタマ	相澤 慶太	相澤 慶太	多摩市諏訪1-1-1	R7. 11. 11

●東京都選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が  
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと  
おり公表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都参議院選挙区第2総支部	奥村 祥大	主たる事務所の所在地	墨田区太平1-15-13	千代田区隼町3-19	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	濱崎 絵美子	奥村 祥大	R7. 10. 29
国民民主党東京都総支部連合会	川合 孝典	代表者の氏名	川合 孝典	磯崎 哲史	R7. 11. 1
国民民主党東京都第14区総支部	川合 孝典	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	江戸川区西小岩2-20-5	R7. 11. 1
		代表者の氏名	川合 孝典	伊藤 菜々	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	石黒 達男	伊藤 菜々	R7. 11. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R7. 11. 1
国民民主党東京都第24区総支部	川合 孝典	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	八王子市散田町3-15-22	R7. 11. 1
		代表者の氏名	川合 孝典	浦川 祐輔	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	石黒 達男	浦川 祐輔	R7. 11. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R7. 11. 1
国民民主党東京都第28区総支部	川合 孝典	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	練馬区桜台4-1-11	R7. 11. 1
		代表者の氏名	川合 孝典	奥村 祥大	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	石黒 達男	奥村 祥大	R7. 11. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R7. 11. 1
国民民主党東京都第29区総支部	川合 孝典	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	荒川区南千住4-7-3	R7. 11. 1
		代表者の氏名	川合 孝典	樽井 良和	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	石黒 達男	星川 尚	R7. 11. 1
		公職の種類(第一号)	参議院議員	衆議院議員	R7. 11. 1
参政党東京第21支部	星野 奈美	代表者の氏名	星野 奈美	林 新一	R7. 11. 12
自由民主党小平総支部	松本 洋平	代表者の氏名	松本 洋平	磯山 亮	R7. 11. 14

自由民主党東京都杉並区第二支部	小宮 安里	主たる事務所の所在地	杉並区成田東3-3-17	杉並区阿佐谷南1-17-23	R7. 10. 1
自由民主党東京都豊島区第二十八支部	板橋 愛子	代表者の氏名	板橋 愛子	藤澤 愛子	R7. 11. 1
自由民主党東京都ふるさと創生第二支部	前川 恵	主たる事務所の所在地	港区南青山7-13-2	渋谷区千駄ヶ谷2-36-5	R7. 9. 29
立憲民主党東京都第2区総支部	長妻 昭	主たる事務所の所在地	台東区松が谷3-20-14	台東区東上野5-11-10	R7. 11. 14
		会計責任者の氏名	中山 寛進	澤田 圭司	R7. 11. 14
立憲民主党東京都第24区総支部	有田 芳生	会計責任者の氏名	阿部 和弘	大井 赤亥	R7. 11. 17

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いのくち幸子社会保障研究会	猪口 幸子	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又7-1-10	葛飾区柴又4-9-16	R7. 11. 17
江戸川北税理士政治連盟	桑原 洋介	会計責任者の氏名	新井 純	山田 英和	R7. 6. 23
奥村よしひろ後援会	奥村 祥大	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-1	練馬区高松5-11-8	R7. 7. 30
		会計責任者の氏名	濱崎 絵美子	奥村 祥大	R7. 10. 29
尾崎大介後援会	尾崎 大介	会計責任者の氏名	小野 セリナ	阿部 哲史	R7. 10. 31
かいまりこ後援会	甲斐 麻莉子	主たる事務所の所在地	墨田区千歳3-17-10	墨田区錦糸2-4-6	R6. 10. 16
門ひろこを応援する会	中島 寛子	会計責任者の氏名	鈴木 健一郎	瀬木 秀紀	R7. 10. 30
恵政会	前川 恵	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前2-16-18	渋谷区千駄ヶ谷2-36-5	R7. 9. 29
小宮あんりの会	小宮 安里	主たる事務所の所在地	杉並区成田東3-3-17	杉並区阿佐谷南1-17-23	R7. 10. 1
高橋あきひこ後援会	高橋 昭彦	主たる事務所の所在地	世田谷区赤堤2-30-12	世田谷区下馬4-23-11	R7. 11. 20
田中えりかの会	田中 エリカ	会計責任者の氏名	山崎 泰	田中 エリカ	R7. 4. 8
チーム町田みらい	奥澤 幸子	代表者の氏名	奥澤 幸子	奥澤 高広	R7. 11. 1
		会計責任者の氏名	奥澤 敬子	奥澤 幸子	R7. 11. 1
日鉄物流労働組合連合会「働く仲間を守る会」	田上 稔	政治団体の名称	日鉄物流労働組合連合会「働く仲間を守る会」	日鉄物流労働組合協議会「働く仲間を守る会」	R7. 11. 21
日本橋税理士政治連盟	小山 栄一	会計責任者の氏名	川口 真理	増田 和弘	R7. 6. 23

広田さくら応援団	広田 紗久良	主たる事務所の所在地	葛飾区金町3-17-10	葛飾区柴又4-9-16	R7. 11. 13
ふじさわ愛子後援会	板橋 愛子	主たる事務所の所在地	豊島区南長崎2-16-10	豊島区南長崎2-19-1	R7. 11. 1
		代表者の氏名	板橋 愛子	藤澤 愛子	R7. 11. 1
安田しん後援会	安田 伸	主たる事務所の所在地	豊島区要町3-21-3	豊島区高松2-46-10	R7. 11. 10
		会計責任者の氏名	岩谷 祐美	黒木 優	R7. 11. 10
吉田あや後援会	吉田 綾	主たる事務所の所在地	中央区日本橋2-2-3	港区高輪4-11-23	R7. 10. 1
吉田圭一郎後援会	吉田 圭一郎	主たる事務所の所在地	港区赤坂2-21-16	国分寺市内藤1-23-1	R7. 11. 10

●東京都選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七  
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり  
表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
立憲民主党東京都参議院選挙区第4総支部	奥村 政佳	R7. 10. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
牛山正後援会	牛山 正	R7. 11. 12
川野たかあき後援会	川野 孝章	R7. 10. 31
わかかな伸一後援会	若菜 伸一	R7. 11. 3

●東京都選挙管理委員会告示第四十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
馬部 行正	市議会議員	馬部ゆきまさ後援会	町田市忠生1-13-22	R7. 11. 5
小柳 たかね	市議会議員	小柳たかねサポーターズ	日野市多摩平2-14-29	R7. 10. 30
新堂 素子	市議会議員	しんどう素子・どんぐりの 会	日野市栄町2-26-1	R7. 11. 20
杉浦 岳志	区議会議員	杉浦がくし後援会	杉並区西荻南4-30-3	R7. 11. 1
鈴木 大地	参議院議員	大地を育てる会	千代田区永田町2-1-1	R7. 11. 1
関 朋子	市議会議員	都民ファーストの会せきと もこ後援会	日野市日野1151-4	R7. 11. 21
中村 公雄	市議会議員	中村きみおサポーターズ	日野市旭が丘4-5-54	R7. 10. 30
藤本 咲木	市議会議員	都民ファーストの会ばんな いさき後援会	町田市成瀬6-11-25	R7. 11. 13
森 順子	市議会議員	森じゅん子後援会	町田市野津田町1855-3	R7. 11. 5

●東京都選挙管理委員会告示第五十号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
板橋 愛子	ふじさわ愛子後援会	主たる事務所の所在地	豊島区南長崎2-16-10	豊島区南長崎2-19-1	R7. 11. 1
		代表者の氏名	板橋 愛子	藤澤 愛子	R7. 11. 1
猪口 幸子	いのくち幸子社会保障研究会	主たる事務所の所在地	葛飾区柴又7-1-10	葛飾区柴又4-9-16	R7. 11. 17
奥村 祥大	奥村よしひろ後援会	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-1	練馬区高松5-11-8	R7. 7. 30
甲斐 麻莉子	かいまりこ後援会	主たる事務所の所在地	墨田区千歳3-17-10	墨田区錦糸2-4-6	R6. 10. 16
高橋 昭彦	高橋あきひこ後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区赤堤2-30-12	世田谷区下馬4-23-11	R7. 11. 20
広田 紗久良	広田さくら応援団	主たる事務所の所在地	葛飾区金町3-17-10	葛飾区柴又4-9-16	R7. 11. 13
前川 恵	恵政会	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前2-16-18	渋谷区千駄ヶ谷2-36-5	R7. 9. 29
吉田 綾	吉田あや後援会	主たる事務所の所在地	中央区日本橋2-2-3	港区高輪4-11-23	R7. 10. 1
吉田 圭一郎	吉田圭一郎後援会	主たる事務所の所在地	港区赤坂2-21-16	国分寺市内藤1-23-1	R7. 11. 10

●東京都選挙管理委員会告示第五十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年二月二十七日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
牛山 正	牛山正後援会	R7. 11. 12
小暮 裕之	江東区民ファーストの会	R7. 6. 14

雑報

東京都職員共済組合会の招集について  
 令和七年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和八年二月二十七日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

一 日時 令和八年三月二十六日 午後一時四十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 第一号議案 令和八年度事業計画及び予算（案）について

第二号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

